

議案第83号

静岡市漁港管理条例の一部改正について

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡市漁港管理条例（平成15年静岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「にあつては、3年」を「及びこれに附帯する占用にあつては、10年」に改める。

第17条第3項中「前納しなければならない」を「許可の日又は届出に係る利用を開始する日から60日以内に徴収する」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「当該年度分を」を「、当該年度分を5月31日までに」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。